

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
1	井原	3班	井原の水道は、上水道を使用と地下水(伏流水)を使用の比率はどれくらいか。上水道設備がでけてどれくらい経過しているのか。地下水の水質は改善されているのか、あるいは自然が破壊されて以前より悪くなっているのか。どこの地下水がよいのか悪いのか市は確認をしているのか。地下水を検査してデータを取らないといけない。	担当課に確認したところ、「個人の井戸については把握していないため、比率はわかりません。上水道設備に関しては、昭和31年から順次整備され、最大で46年経過しています。上水道は地下水を利用し、水源における水質管理は行っていますが、基準値を十分満たしています。個人の井戸についての水質は把握していません。飲用井戸に関しては、井原市環境課までお問い合わせください。」との回答がありました。
2	井原	3班	シルバーの賃金が安い。最低賃金程度の賃金にしていただけたい。	シルバー人材センターに問い合わせたところ、「就業の対価は「配分金」としてシルバー人材センターから会員に支払われます。「配分金」の基準は社会的に妥当なものとし、基準を定めるにあたっては、最低賃金法、家庭内労働法で定める基準を尊重するものとしており、最低賃金に満たないものについては、発注者に対し説明を行い、変更をお願いしています。」との回答がありました。
3	出部	4班	市民病院の職員のモラルが低すぎる。私は糖尿病で入院していた時、朝食に竹輪やかまぼこなど塩分の多いおかずが出たり、私の1日の摂取カロリーを聞くと答えられない看護師がいる。	頂戴したご意見につきまして、市民病院へお伝えいたしました。
4	出部	4班	笠岡、浅口、里庄、矢掛、井原で広域の大総合病院を作るべきだ、福山市民病院へ行きたくない。	頂戴したご意見につきまして、市民病院へお伝えいたしました。
5	出部	4班	教育現場での講師や教員の増員の現状について	教育委員会に問い合わせたところ、「学校における教員の数については、法によって決められています。井原市では、小学校のすべての学校が、35人以下となるよう、市費により常勤講師を配置しています。平成26年度は2人、平成27年度は1人の配置です。(いずれも出部小学校)他に、市費で学力向上のための非常勤講師を8人配置しています。(小学校3人、中学校5人)」との回答がありました。
6	出部	4班	消防機庫前の電柱があると見通が悪いからどうにかならないか	担当部署に確認したところ、「道路改良で移設の予定があるので、改善が出来ると考えられる」との回答がありました。

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
7	出部	4班	駅前通りの歩道、森本整形外科へ行く歩道の点字ブロックが下水工事の際はがされて、その後直されていない。車椅子などの通行が安全でないので改善してほしい。	担当部署に確認したところ、「上水道管敷設工事に伴うもので、平成27年9月30日(水)に復旧しました。」との回答がありました。
8	出部	4班	井原鉄道の4,500万円の使いこみの責任は誰が取ったのか、どのぐらい返したのか、社長がかわって終わりか。	担当部署から井原鉄道株式会社に確認したところ、「井原鉄道株式会社の元従業員による横領事案の責任は、基本的には横領を行った本人にあるところから、昨年10月に本人等を相手に損害賠償請求の訴訟を提起し係争中であります。返金された金額については、係争中であり現時点でいくらということは申し上げられません。当社では今後も、被害金額の回収に鋭意努力するとともに、不正事案の発生を受けて、業務執行体制を見直し、チェック体制の強化や監査体制の充実などを図り、全社一丸となって、再発防止に取り組んでいるところであります。」との回答がありました。具体的なチェック体制の強化としては、「経理担当者の任期は原則として3年とする。」、「経理担当者は2名以上とする。」、「経理マニュアルを策定し、適正かつ効率的な事務処理を確保する。」、また、監査体制の充実としては、「適正な内部監査の実施」、「監査法人による外部監査の実施」等を行う旨、井原鉄道から報告を受けていますのでご了承願います。
9	出部	4班	運動公園に行く途中の歩道が壊れている、昨年指摘して議長が見たが、いまだに修繕出来ていない。	担当部署に確認したところ、「県道下御領井原線の管理者である岡山県に照会したところ下記の回答をいただきました。 『昨年、ご要望いただき確認し、損傷としては構造的に問題ないとの判断から、経過観察しておりましたが、今後の損傷拡大を防止する対策として、修繕工事を計画しております。』」との回答がありましたので、しばらくお待ちいただきますようお願ひいたします。

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
10	出部	4班	出部公民館の建設の際、近くまで下水工事が来ているのに合併浄化槽にするのは我々市民の税金を無駄使いしていないか、議会はもう少し市民サイドに立って税金の無駄使いを指摘すべき。	<p>担当部署に確認したところ、      「当地区は、公共下水道排水区域内に位置し、第5期認可事業として進めています。また、下水道事業は、補助金を最大限活用し、計画的に事業を進めております。      当箇所は、現在、下水道未整備箇所であり、市道的場大曲り線を西側方向へ流下し高屋ポンプ場経由で井原処理場へ送水を行うこととしています。      H26年度に実施計画を行い、整備予定は、下流部からの施工のため、出部地区計画区域の最上流部に位置する当箇所は、早期完成を目指し進めていますが、H32・33年度ごろになる予定。また、出部小学校付近の既存下水道施設への接続は、既存施設の管低高さが高く、流下できません(横断雨水路をくぐることが出来ない)。      薬師交差点(NTT交差点付近)が、地形的分水嶺になっていますが、下水道の分水嶺は出部小学校交差点(旧歩道橋交差点)とし、出部小学校までを排水出来る高さの計画で行っております。」との回答がありました。</p>
11	大江	2班	保育園・幼稚園に行く道がとても危険である。道が少しカーブしていて、トラックとトラックがすれ違う際に、自転車を縦にしていると非常に危ないので、横にしないといけない。水路の上に蓋をすれば、自転車も退避出来る。今日の帰りに現地を見てもらいたい。ぜひ、対応してもらいたい。	<p>担当課に確認したところ、「解決できるよう、現在関係機関(県、警察等)と協議中です。」との回答がありました。</p>
12	大江	2班	現在建設中の放課後児童クラブの近くに街路灯(運動場半分ぐらいを照らす)を設置してほしい。	<p>担当部署に確認したところ、「大江放課後児童クラブを利用する児童等の通行のための街路灯の設置は、大江っ子児童クラブ運営委員会からは聞いていませんが、必要に応じて、協議していきたいと考えております。なお、小学校施設としての街路灯の整備は、考えておりません。」との回答がありましたので、街路灯の設置については、大江っ子児童クラブ運営委員会へ相談してみてください。</p>

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
13	大江	2班	<p>市長が述べられている井原市の防災計画の中に「防災士の育成」とあるが、今後の育成計画はいかがなものか。</p> <p>どのレベルまで考えているのか。</p>	<p>平成25年から、市内小学校单位で各1名ずつ推薦してもらってやっている。今年で3年目を迎えた。3人誕生する予定になってい。(11／7・8講習会)今後の計画は未定である。</p> <p>担当部署に今後の防災士育成についての考え方を確認したところ、「防災士は、地域の防災力の推進役であり、自主防災組織など身近な地域において自発的意思に基づく互助、協働のリーダーとなる存在であると考えています。よって、防災士の育成については、地域防災の観点からも大変重要であり、各小学校区単位に最低3人程度は必要ではないかと考えています。      現在、防災士の人数は、平成26年度までに25人が防災士として登録されており、今年度登録見込みの14人を加えて、平成27年度末には39人となる見込みです。      今後の育成人数は未定ですが、引き続き自主防災組織などが防災士を養成するための事業に補助金を交付するなどの支援を行うとともに、登録した防災士の方々については、情報交換を行う防災士連絡会議や防災研修会を開催するなど、資質の向上に努めていただくよう支援を行っていきたいと考えています。」との回答がありました。</p>
14	稻倉	3班	政務活動費ですが、岡山市が、月に13.5万円となってますが、政令都市になって上がったと聞いているが、これはいつの資料か。	平成13年に政務調査費を月額13.5万円として条例制定されています。平成25年に政務活動費に変更になりましたが、金額は現在も13.5万円で変更ありません。

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
15	稲倉	3班	要望ですが、農道、ため池、堰とかは整備する場合、地元負担が5%と当たり前のように受益者負担金を取っているが、私が知っている県南の市町村はとっていない。井原市は知っているのか。負担金を取っていない市町村は、県南では岡山市、倉敷市、玉野市、浅口市、矢掛町の江良地域、とかで、これは、国が決めているわけでもなし、県が決めていることでもないし、各市町村で決めていることであって井原市では議論もないし、見直しもない。よろしくお願いします。	担当課に確認したところ、「近隣市町村で、分担金をまったく求めていない市町村は、浅口市・早島町（ただし、早島町は事業を行っていない）であります。また、分担金を一部だけ求めている市町村は、倉敷市（圃場整備5%・農地林地災害10%）、玉野市（単市、かん排5.5% 農道改良20%）、里庄町（農地災害1/2、ただし、里庄町はほとんど事業を行っていない）、であります。そして、分担金を大筋で認めている市町村は、岡山市・井原市・笠岡市・総社市・高梁市・新見市・矢掛町であります。よって、受益者分担金を求めている市町村の中でも、対象事業や率がバラバラであり、表にして比べるのは困難です。」との回答がありました。
16	稲倉	3班	匠住宅に住んでいますが、子どもたちの通学路で、鶏舎から元乾燥場のところで、雨が降った後に岩が落ちてきます。今のところ怪我はしていませんが、通学路なので危険です。どうにかしていただきたい。	担当部署に問い合わせたところ、「ご指摘の箇所につきましては、防護柵の設置を検討しております。」との回答がありました。
17	県主	1班	(ジャンボタニシについて) ジャンボタニシがものすごくこっちの方へ入ってきたという話を聞いた。このジャンボタニシはもともと食料用であったようであるが、何か食べる方法がないだろうか。誰か「美味しい」と言つていただけたら少なくなっていくのではと思う。これはピンク色のかたまりで卵を産む。つぶしてみたら、普通のタニシだったらそうでもないが、ぐしやつとして気持ち悪い。よその地域では、補助金を出して捕つてもらっているということも聞く。これから、稻が育ってくるが、ジャンボタニシは稻をどうも食べるようである。 行政で対応したからジャンボタニシがいなくなるということはないが、農業関係の担当課がどういう動きをされているのか確認いただき、対応策を考えていった方が良いのではないかということをお伝えいただきたい。	担当課へ確認したところ、現在、井原市としては特に駆除等の指導はいたしていないとの事でした。 なお、次のアドレス(URL)に「小牧市」と「総社市(岡山西農協)」の資料がありますので、参考にしてくださいよう、よろしくお願ひします。 (小牧市の資料) <a href="https://www.city.komaki.aichi.jp/nogyo/gaichu/002933.html">https://www.city.komaki.aichi.jp/nogyo/gaichu/002933.html</a> (総社市の資料) <a href="http://www.city.suja.okayama.jp/norin/sangyo_machi/nogyo/sukumiringo.html">http://www.city.suja.okayama.jp/norin/sangyo_machi/nogyo/sukumiringo.html</a>

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
18	木之子	4班	市民の声を聴く会での要望事項での質問に対しての答で、執行部へ伝えたとか、担当部署に伝えたとかの回答はいらない。要望の結果を「できた、できない、いつまでに」とか具体的な返事がほしい。	さまざまな要望事項が寄せられる中で、執行部において対応すべき案件は執行部へ報告しております。議会として対応すべき事柄につきましては、議会で検討し、お答えすることとなりますので、ご理解下さい。
19	木之子	4班	青野の葡萄浪漫館の東駐車場に屋根を付けイベント広場として活用できるようにしてほしい。	担当部署に確認したところ、「葡萄浪漫館の東駐車場というのは、多目的広場のことと推察いたします。多目的広場は、文字どおり、イベント等での使用も可能でございますが、屋根付きのイベント広場としての整備は、費用対効果の面から現在は考えておりません。」との回答がありました。
20	木之子	4班	県主神社(宮ノ前公園)の六角堂の屋根の修繕をお願いしたい。市の公園です。	担当部署に確認したところ、「宮ノ前公園の日頃の管理につきましては地元団体(県主神社氏子総代)に管理業務をお願いし、年間を通じての施設管理、年2回以上の除草および草刈作業、また年1回以上の樹木の剪定を実施していただいております。 本年度二度に渡り、台風の影響で六角堂の屋根のトタンが剥がれているとの連絡が地元からあり、市職員により修繕を実施しております。施設の延命化を図るため必要な措置を検討してまいります。」との回答がありました。

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
21	荏原	2班	荏原公民館は、避難場所に指定されているが、耐用年数に到達しており、建物の歪みも大きい。避難場所として「耐震診断」は実施されているのか？	していない。
			実施されているのなら、診断結果はどうなのか？	していないので、答えられない。
			実施されていないのなら、実施する計画はあるのか？	計画はない。現在の公民館については、昭和52年3月に完成したものである。耐用年数は38年で、昨年がその期間である。耐震診断については、耐用年数を経過しており、費用対効果を考えた場合ムダである。また改築計画もある。地元から要望があがっている。幼稚園を先に建設した。今後の計画としては、プール改修に併せて実施する。現状では未定である。今の基準でいけば、予定建物は、約倍位の面積になる。公民館建設の為には、3要件を満たす必要がある。1. 用地の確保2. 現存建物の耐用年数3. 地元の合意形成があれば、市の方も考えていきたいとのことです。
			耐震設備のされていない場所を避難場所としてするようになっているのか。	行政が判断することです。
			ここは低い所なので、水害に対しては検討が必要とは書いてあるが、地震が来た時、耐震診断をしていない所を避難場所にすることが妥当ですか。耐震診断をしていない場所を避難場所にするのはおかしい。そこで何かあつたら、誰が責任をとるのか。	現存の小学校等の施設の中で避難場所を考えて下さい。
			耐震そのものの基準はあるのか。	昔より、耐震基準というものの基準が上がって来ています。その基準を克服するには、非常に経費もかかります。よって、費用対効果を考えるのかと考えます。
			調査はしないといけない。その結果、屋根が崩れるかもしれないということなら、避難場所としては、取り消さないといけない。診断もしないというのは良くない。よく使っている公民館なので診断ぐらいはしないといけない。	診断については、言われるとおりです。公民館の建て替えについては、地元の人たちで早いうちに依頼するようにしてもらいたい。
			耐震診断をする様に執行部にお願いして下さい。	荏原公民館の耐震診断のご要望につきまして、執行部へ報告いたしました。

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
22	荏原	2班	一昨年の「聴く会」での荏原地区からの質問(要望)に対して、文書回答が複雑であったり、逆に不十分な回答に対し改善を申し入れましたが、議会からは「議会としての回答で再検討の意思はない」との返事でした。地区としては、地区の「要望や声」に対する議会の回答を住民に返すことができず、このような「聴く会」は開催する意味がないと、26年度については開催しないことを議会側に伝えました。しかしこのことは、地区住民にとってもマイナスです。地域住民としては、こういう「聴く会」という機会でこそ住民と議会が忌憚なく意見交換できます。このようなことを繰り返さないために、議会としてこの問題をどのように検討され、何を改善されたかお知らせください。	このたび開催するにあたりまして、2班の班長と副班長と地元の公民館長、自治会長、まちづくりの会長など地元の人々と7/10, 7/23協議しました。各議員としては、見解を述べられないので、持ち帰って協議しました。広聴広報委員会にも報告いたしました。全員協議会においても、荏原地区で開催されていないということで、自治会長、まちづくり会長などおみえになって傍聴されました。また、開催されなかつたことについて、議会で議論したのかということで、議事録や当時の班長、副班長に聞きまして、協議はしているということです。今後どうするのかということで、13地区の意見をそれぞれ聞いて、開催していきたいということです。
			前回開かれなかつたのは、地元の判断で開かれなかつたというのは違います。我々も最初から開かないという姿勢はもつていなかつた。開こうとしても、こんな姿勢で対応されたので、開けなかつたということで、一方的に地元の判断で開けなかつたというのは心外であるので、議会としても考えてほしい。	問題点が数々あって、回答が単純であったということ、回答を2つ持つて来たということで、色々問題を広聴広報委員会でも検討するように依頼しています。
			今後、このような二の舞を起こさないという理解でいいのか。私たちも会議を聞いてみて、やはり、市民の声を聴く会の出発点に戻ってもらわないといけない。市民からそのような声が出ていると判断してもらわないと議会側が一方的にこうだとか、議会側が決まっているということにはならない。議会側が考えてもらわないと、一方的なことにはならない。ちょっと合点がいかない。このたびは、こんなことが無いように実行して下さい。	2部の回答を持って行かないということで、広聴広報委員会で検討してもらうように言っています。
			回答がインターネットにのっているということですが、2つの回答は、インターネットに記載されていないということですか。	これから検討課題で、色々地区から意見が出たものに対し、回答書に報告書も添付して下さいという依頼があつて、全地区に添付しているようになっている。インターネットだけではいけないということから、紙で報告しています。これから検討して行きたいと思います。
			一つの回答書でわかりやすくするということは、考えられないですか。	市民の声を聴く会の実施報告書を各地区へ送付している事によつて、回答書が2つあるという誤解を生じさせる結果となっているので、回答書のみを送付することに致しました。

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
23	荏原	2班	<p>「安保法案」が7月15日に衆議院特別委員会で、16日には衆議院本会議で多くの国民が反対する中で採決が強行され、いま参議院で審議が行われています。過去の戦争による空襲で、戦場で原子爆弾で、地上戦でたくさんの人たちが犠牲となりました。たつた一つしかない命を無残にも奪ってしまうのが戦争です。殺された人たちの「無念さ」は計り知れません。そういう体験をしたからこそ、生き残った人々は「二度と戦争してはならない」と心に誓い、憲法9条をつくったのです。その憲法では、「紛争を解決するため、戦争という手段は永久に放棄する。そのための戦力は保持しない」と謳っています。しかし一部の政治家たちは、「解釈改憲」といって自分の都合のいいように勝手に解釈すれば憲法違反ではないと主張していますが、これでは憲法も法律もない、「法治国家」をまったく否定するものです。政府はどうしても戦争のできる日本にしたいなら、先ず国民の信を得て憲法を変えるということが大前提となるのが常識です。こういうことについて、政府のやり方や説明に対して多くの国民が納得していません。その結果が全国各地で多くの人が参加した抗議行動や集会、デモが続いています。このような動きに対して、各地方議会でこの法案に「反対」慎重審議などを求める意見書の可決が広まっています。市議会としては、井原市民の生活と安全を守るためにもこの法案を「廃案」とするよう決議をあげてください。</p> <p>6月議会では、不採択ということですが、今日来られている大鳴議員は採択すべきであるということで、議会の中で賛成、反対はあります、国民に対して、十分に説明されていないという状況で、このような大きなことを判断する時は、十分な期間をとって説明しないと、急いでやるべきではない。全国の地方議会から、意見書が469件出されて、その内463件が「廃案」「慎重審議」という内容で、全国1741件の自治体の内27%がそういう意見である。皆さんには、市民の代表なので、国に対して、慎重な審議をするように、議会として意見書を出してほしいということで検討して下さい。</p>	<p>8月の市議会だよりも書かれています。6月議会で安保法案の策定中止の請願があがってきて、総務文教委員会では、請願は不採択、本会議でも不採択ということで、詳しいことは、市議会だよりに掲載されております。国会の方においても参議院で審議中です。</p> <p>井原市議会では、安全保障法制改定法案の策定中止の意見書送付を求める請願につきましては、6月議会で不採択と決定しています。詳細につきましては、井原市のホームページに掲載していますのでご覧ください。      今後とも、類似の請願、陳情等が提出されました際には、慎重審議を行ってまいりますのでご了承願います。</p> <p>【井原市ホームページ】 井原市議会⇒本会議⇒定例会⇒平成27年6月定例会⇒平成27年6月定例会議決結果一覧表、議案に対する討論内容</p>

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
24	荏原	2班	<p>荏原地区は高越城址の顕彰活動を地域活性化のひとつと捉え、北条早雲にかかる様々な活動に取り組んでいる。こうした地域で出来る活動と又、一方では北条五代観光推進協議会の取り組みとして、「北条五代」を大河ドラマに！との目標があり、北条早雲生誕地である荏原としても、横断幕や幟でPRに努めているところです。しかしながら、10市2町で構成される北条五代観光推進協議会は井原市以外は、東海、関東地方の市町であり私たちにはその連携には限界があります。そこで、市議会として執行部と共にその活動に取り組んでいたくようお願いします。</p> <p>北条五代を大河ドラマへと大きな表題を掲げております。早雲の顕彰は、荏原地区として掲げているということは、ご存じだと思います。10市2町で、平成23年より東海、関東と井原市だけが離れています。よって、交流にはかなり制約があります。議会の皆さんにも北条早雲は、荏原だけの問題で済ませてもらうと困ります。井原市全体の全国に発信出来ることで、取り組んでいることもあります。井原市としましても、北条五代観光推進協議会と情報を密にして、積極的に大河ドラマ化へと推進してもらっています。NHKにドラマ化への要望書を市長名で出しております。行政は一生懸命やっておられる。小田原の北条祭りへも必ず執行部が出席している。我々は、昨年40人で参加しました。議会の方々にもお願いしたいのは、小田原の議会も頑張っておられると思います。小田原の議会とも情報交換を持って頂いて、推進協議会の中で取り組んで頂きたい。おとどし、この件に関する回答を調べて来てもらっていますか。「議長につたえます」という回答だけです。その後、議長からも電話1本もありません。それでは困る。行政は頑張ってやられております。地元も一生懸命やっている。後は、議会です。3者が力を合わせて推進して頂きたい。このことを心から願いたい。地域で、盛り上げていただかないと、全国放送にはならない、とNHKから回答を頂いています。10市2町あれば、年に1回ぐらいはどこかに視察に行かれていると思う。出来ればこの場で、議員の方々に、意識改革をして頂きたい。取り組みは、持ち帰って考えて頂ければいいが、この場で、意識改革について回答して頂きたい。</p> <p>議会で、山田方谷を応援しているのに、北条早雲を応援すると、高梁と変になってしまうという意見が出たら、NHKは確かに47都道府県に1つだけ推薦して、NHKに言ってくれというのが、スタンスですが、北条五代は、東海、関東の市町が連携してやっていることなので、又、東京で受け取ってもらっているので、議会の中でそのような意見が出たら、そのような話をしていたということを訴えてもらいたい。決して、山田方谷の邪魔をしているわけではない。その点は、理解をして頂きたい。</p>	<p>今後、議会としては執行部と連携を図り、調査研究していきたいと考えております。</p>

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
25	西江原	1班	<p>(那須一族の菩提寺「永祥寺」と伊勢氏の菩提寺「法泉寺」について)</p> <p>両寺とも相当傷みが進んでいる。早急に手入れをしないと1年1年費用がかかりどうにもならなくなると思う。特に永祥寺は内装外装とも相当傷んでおり、壁もふすまもあらゆるところが大変な状況である。</p> <p>従来は、神社・仏閣は、氏子・檀家によって守られ祀られてきたわけだが、檀家の数が少なく財政的に厳しいところがある。両寺は観光面において、社会的・文化的・歴史的にもかけがえのない財産と思う。</p> <p>そこで、お願いであるが、議員の英知を出して何らかの補助金を見つけて修繕することはできないか。この実態を足を運んで一度見ていただき、良い知恵を出していただきたい。</p>	<p>担当課に確認しましたところ、指定文化財に限り次の助成制度があります。</p> <p>別紙「井原市文化財保護条例 抜粋」をご参照ください。</p>
26	西江原	1班	<p>(生活困窮者自立支援制度について)</p> <p>生活困窮者自立支援制度について新聞記事が出ていたが、井原市は、任意事業について「〇」が付いていなかった。その中で、子どもの学習支援を行っているとして、岡山市・倉敷市・総社市に「〇」が付いていた。4月から始まったということだが、井原市はどうなっているか。</p>	<p>生活困窮者自立支援制度は、「生活困窮者自立支援法」に基づく事業で、生活保護に至る前のセーフティネットとして、平成27年4月から新たに始まったものです。</p> <p>任意事業の実施について、担当課に確認したところ、「任意事業として、今すぐ何らかの事業を実施することは考えていない。まずは、必須事業である自立相談支援を進めていく中で潜在的ニーズを把握し、必要性があれば任意事業を行うことを検討していきたい」旨の回答を得ました。</p> <p>詳細については、担当課(☎62-9526福祉課生活福祉係)までお尋ねください。</p>
27	西江原	1班	<p>(保育園で出た使用済みの紙おむつについて)</p> <p>里庄町の保育園では、使用済みの紙おむつをそのままゴミの日に出している。井原市内の保育園では、紙おむつをどのように処理されているか。</p>	<p>担当課へ確認したところ次のとおり回答がありました。</p> <p>事業活動に伴って排出されるおむつは「事業系の一般廃棄物」であり、その処分は井原市が策定した「井原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、事業者が直接井原クリーンセンターに搬入するか、もしくは井原市が許可した一般廃棄物処理業者に委託するかのどちらかの選択になります。</p>

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
28	野上	3班	<p>以前(35年位前)浪形にトンネルを掘って「観音様」を祀った。当時は、雨が降ると崩れるということで、市が屋根や観光バスも来るということで駐車場も作っていただいた。年数がたち、お参りも少なくなつて管理をされていた老人会も少なくなり、自治会が面倒を見る事になった。今は天井が崩れかけていて、安全のため、封鎖をしている。市に相談したら、宗教的なものなので、どうにもならないと言われた。自治会が35軒位しかないので維持するにも大変である。以前は観光マップにも載ったことがある。工事費や維持管理費等の経費を補助していただきたい。</p>	<p>担当課に確認したところ、「浪形岩子安観音は、野上町浪形地域に伝わる信仰の対象であり、国・県・市が指定する文化財ではないことから、「井原市指定文化財保護費等補助金」の対象とはなりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。」との回答がありました。</p>
29	野上	3班	<p>小・中学校の不登校の人数は、何%ぐらいなのか。</p>	<p>担当課に確認したところ、以下の回答がありました。</p> <p>(平成26年度)          小学校12人、出現率0. 60%          中学校49人、出現率4. 18%          (出現率=不登校児童生徒数÷児童生徒総数×100)</p>

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
30	野上	3班	市営住宅の償却期間、入居条件はどうなっているのか。一人暮らしが多いが、入居できないのか。	<p>担当課に確認したところ、以下の回答がありました。</p> <p><b>市営住宅の償還期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火構造の住宅 70年</li> <li>・準耐火構造の住宅(従前の簡易耐火構造2階建て) 45年</li> <li>・従前の簡易耐火構造平屋建て 30年</li> <li>・木造住宅 30年</li> </ul> <p><b>入居資格</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 持ち家がない方</li> <li>2 現在住宅に困窮している方</li> <li>3 入居資格収入基準に合致される方           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 一般世帯 月額所得が15万8千円以下であること</li> <li>イ) 裁量階層世帯(高齢者・身体障害者の世帯、中学校卒業前の子供のいる世帯)月額所得が21万4千円以下であること ※入居予定者全員の合計所得を基準に算定</li> </ul> </li> <li>4 市税等の滞納がない方</li> <li>5 入居申込者(その同居者を含む)が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第6号に規定する暴力団員でない方</li> <li>6 家賃を納期限内に納入できる方</li> <li>7 連帯保証人(1名)がいる方(連帯保証人の条件あり)</li> <li>8 身元引受人(2名)がいる方(単身で入居される方のみ必要)</li> </ol> <p><b>一人暮らしの入居</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者等に該当される方の場合は、次の住居に入居することができます。 折口、夏目、祝部、向町、西方、新町、築瀬、与井、山内、美星、三山、八日市(ただし、夏目、西方、新町で単身入居が可能なのは、身体障害者用車イス仕様住宅のみです。)</li> <li>・単身者住宅として「リビエールたかや」があり、現在15戸のうち5戸が空き住宅となっている現状です。</li> </ul>

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
31	青野	4班	市民の声を聴く会の回答が小さくて読みにくい大きくして下さい。	できる範囲で文字を大きくするよう対応させていただきます。
32	青野	4班	青野の人口は資料では885人となっているが実数は769人である。小字が井原町分と重なっているためだと思うが統計は正しくしてほしい。	担当部署に確認したところ、「ホームページで公表しています井原市の人口については、住民基本台帳に記録されている住所(住民票の住所)により集計する統計調査人口であり、青野地区は、北山町・青野町・稗原町に住所のある方を集計しております。このことから、自治会や公民館、小学校区など各地区の実情に応じて集計された人数・世帯数、実際に居住されている人数・世帯数とは異なっている場合がありますので、ご理解をお願いいたします。」との回答がありました。
33	芳井	2班	要望書を出している、JFEの上の工事を早くしてほしい。いつごろから実施するのか。	担当課に確認したところ、「11ヶ所の要望が出ていて、4ヶ所の測量が終了している。平成26年度で1ヶ所工事が完了した。平成27年度は昨年施行した箇所の上流箇所で着手する予定で現在発注準備中である。今年度着工する箇所は単年では完了しない。もうひとつ上流の箇所を今年度用地測量をする予定としている。」との回答がありました。
34	芳井	2班	要望書を出している、東吉井の道路工事は、どのようにになっているのか。一部地権者が反対しているが、OKしているところだけでも工事は出来ないのか。	担当課に確認したところ、「了解を頂いている所だけの工事はできない。地権者全員の承諾がないと事業実施はむずかしい。」との回答がありました。
35	美星	3班	(子ども子育て会議について)その審議会は途中報告があるのか。また、傍聴はできるのか。	会議は傍聴可能であるので、中間報告をする予定はありません。当日は審議会と回答していましたが、子ども子育て会議で協議をしていきます。

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
36	美星	3班	農地についてですが、大倉牧場の牧草地を有効利用したいが、農業振興地域のため、解除が難しい。また、高齢化して、荒廃地も増えているが、補助をいただいた圃場整備地域の解除等、どのような基準があるのか知りたい。	<p>担当課に確認したところ、「補助金を活用した圃場整備や、畑かん施設を設置した農地は、「農業振興地域の整備に関する法律」(以下、「農振法」という。)に基づき農業振興地域整備計画の中の農用地区域に指定されており、農用地区域内の農地を、農地以外の目的に利用する場合は、農用地区域から除外する必要があります。</p> <p>農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、その区域内にある土地を住宅用地など農業以外の目的への転用は、農振法及び農地法によって厳しく制限されています。</p> <p>しかし、やむを得ず農業以外の目的へ転用する必要があるときには、農振法によって定められた要件を満たす場合に限って、その土地を農用地区域から除外することが許可されます。</p> <p>詳しい要件については、市役所農林課までお尋ねください。</p> <p>また、農振除外申請の受け付けは毎年8月末を締め切りとしており、手続き終了まで約6ヶ月かかります。農振除外が終了してから農地転用手続きをするという流れとなります。」との回答がありました。</p>
37	美星	3班	市営住宅の家賃が高い。非常に住みにくい。	<p>担当課に確認したところ、「熊石田住宅等の市営住宅の家賃は、公営住宅法及び井原市営住宅条例等により算定しており、建築費等から推定される民間賃貸住宅の家賃よりも安価な家賃に設定することになっております。</p> <p>熊石田住宅には、入居者の所得状況により家賃の算定を行う「一般市営住宅」と、入居者に一定額以上の所得があり家賃が定額となる「特定公共賃貸住宅等」があり、「一般市営住宅」については、毎年その額の見直しを行っています。」との回答がありました。</p>

## 市民の声を聴く会要望事項等（未回答分全体）

番号	地区	担当班	内 容	回 答
38	美星	3班	熊石田団地の住宅分譲地はすぐに売れた。新たな分譲地を美星地区にも作ってほしい。四季が丘やさくら団地の売却が済まなければ、考えられないと言われとるが、若い人で美星に住みたいという方も多くおられる。どうか考えていただきたい。	<p>担当課に確認したところ、「本市では、人口減少に歯止めをかけるため、近年、移住・定住施策として四季が丘団地、さくら団地、熊石田団地の造成、分譲に取り組んできました。現在、未分譲地が、四季が丘団地21区画、さくら団地が10区画であり、早期分譲に努めているところです。</p> <p>一方、協働により移住・定住施策に取り組むべく、今年度から宅地を造成し分譲する民間事業者に「分譲宅地開発助成金」を交付しております。また、空き家を活用して移住に結び付けようと、平成20年度から「空き家バンク」制度を実施しています。</p> <p>このように、本市としましては、喫緊の大きな課題である人口減少問題を、市全体として考え、取り組んでおり、美星地区といった地区を限定した宅地開発、分譲は考えておりません。」との回答がありました。</p>